（略）	（略）
第八十一条の二の六第二項及び第三項の規定による記録の保管	第八十一条の二の六第二項及び第三項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
（略）	（略）
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十三号）	再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十三号）
第十一条第一項第一号の規定による製造指図書の保管	第十一条第一号の規定による製造指図書の保管
（略）	（略）
（略）	（略）
第九条第二項の規定による記録の保存	（新設）
第十一条第五項の規定による記録の保存	（新設）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
（略）	（略）
第二十三条第七項（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による議事録の作成	第二十三条第六項（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成
（略）	（略）
（削る）	第三十九条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
（削る）	第四十八条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第一項の規定による議事録の作成
（削る）	第五十二条において準用する商法第二百六十条の四第一項の規定による議事録の作成
（略）	（略）